**令和８年（フ）第４２３号**
愛知県安城市榎前町内畑57番地
債務者　近藤千家子
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　本多　朱里
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月１日午後１時20分
5　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**令和８年（フ）第３４号**
大分県国東市武蔵町古市173番地　ラフレシールＡ202号
債務者　秋吉　美佳
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　今井雄一朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月26日午後３時
5　免責意見申述期間　令和８年11月19日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

**令和８年（フ）第８８号**
岐阜県大垣市桧町1340番地
債務者　佐久間秀和
1　決定年月日時　令和８年８月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安藤　友人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月30日午前11時
5　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

**令和８年（フ）第８９号**
岐阜県大垣市長松町401番地１　コッタウン１　101号室、前住所岐阜県不破郡垂井町平尾236番地の３
債務者　佐久間邦和
1　決定年月日時　令和８年８月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安藤　友人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月30日午前11時
5　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

**令和８年（フ）第２８９号**
静岡県沼津市下香貫馬場434番地の１　ペピタ桂201、前住所静岡県沼津市西沢田602番地ＭＫマンション201号室
債務者　山田　朱夏
1　決定年月日時　令和８年８月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　影島由美子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月26日午前11時30分
5　免責意見申述期間　令和８年11月25日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

## 破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

**令和８年（フ）第１４５７号**
札幌市東区北14条東５丁目５番８－403号
債務者　石井　　了
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**令和８年（フ）第１４５８号**
札幌市東区北14条東５丁目５番８－403号
債務者　石井　里絵（旧姓田端）
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**令和８年（フ）第１４７１号**
札幌市西区山の手６条５丁目４番１号　ブレ山の手Ⅱ－302号
債務者　倉内ひかる
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**令和８年（フ）第１５１５号**
札幌市豊平区平岸２条11丁目１番25号　ヴィラオリオン103号
債務者　渡辺　英樹
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**令和８年（フ）第１６０４号**
札幌市中央区北12条西15丁目２番13号　ロイヤルハイツ桑園110号
債務者　平山　孝夫
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**令和８年（フ）第１６１５号**
札幌市西区二十四軒４条３丁目３番８－103号
債務者　山本　一貴
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**令和８年（フ）第１６７０号**
北海道江別市大麻園町23番地　８－202
債務者　伊藤　克彦
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**令和８年（フ）第２３号**
北海道標津郡中標津町西６条南２丁目２　下宿サンフラワー201、住民票上の住所北海道標津郡中標津町西８条南９丁目４番地４
債務者　冨田　公代
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
釧路地方裁判所根室支部

**令和８年（フ）第２６号**
北海道目梨郡羅臼町礼文町36番地３
債務者　野田　敏明
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
釧路地方裁判所根室支部

**令和８年（フ）第２８号**
北海道根室市昭和町３丁目118番地１
債務者　作田　恵美
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
釧路地方裁判所根室支部

**令和８年（フ）第３０号**
北海道野付郡別海町西春別幸町31番地の２
債務者　永江　研児
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
釧路地方裁判所根室支部

**令和８年（フ）第７６号**
青森県三戸郡田子町大字田子字天神堂向24番地の24　カントリーハウス　５号
債務者　根市　美穂
1　決定年月日時　令和８年８月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係